

相続税納税猶予の適用要件

区分	要件内容	経済産業大臣の認定時	経営承継期間内	経営承継期間経過後
		相続開始後8か月以内	申告期限後5年間	申告期限後5年以降
会社要件	上場会社でないこと	○	○	—
	風俗営業会社でないこと	○	○	—
	中小企業者であること	○	○	○
	従業員数がゼロでないこと	○	—	—
	総収入がゼロでないこと	—	○	○
	資産管理会社でないこと	○	○	○
	解散、合併等により消滅しないこと	—	○	○
	減資等しないこと（欠損補填等のための減資を除く）	—	○	○
	株式交換等により他の会社の完全子会社にならないこと	—	○	○
	会社分割、組織変更等をしないこと	—	○	○
先代経営者（被相続人）の要件	会社の代表権を有していたこと	○	—	—
	代表者であった時点及び相続開始直前において、被相続人及びその特別の関係者で総議決権数の50%超を保有し、かつ後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権を保有していたこと	○	—	—
後継者（相続人）の要件	代表権を有していること	○（相続開始後5か月以内）	○	—
	相続開始直前に先代経営者の親族であること（削除）	—	—	—
	相続開始時に、後継者及びその特別の関係者で総議決権数の50%超を保有し、これらの者の中で最も多くの議決権を保有することになること	○	—	—
株式保有要件	特例適用対象株式を譲渡等しないこと	—	○	（譲渡等した部分に対応する相続税の納付義務）
雇用継続要件	従業員の人数が5年間平均で8割を下回らないこと	—	○	—
手続き	経産大臣又は経産局	経産大臣の認定（8か月以内）	経産局への報告書（毎年）	—
	税務署	税務申告（10か月以内）	継続届出書（毎年）	継続届出書（3年ごと）

*赤字部分は平成25年税制改正において改正された箇所